

地方教育行政の組織及び運営に関する法律の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整備に関する条例

(地方教育行政の組織及び運営に関する法律第24条の2第1項の規定に基づく職務権限の特例を定める条例の一部改正)

第1条 地方教育行政の組織及び運営に関する法律第24条の2第1項の規定に基づく職務権限の特例を定める条例(平成20年大磯町条例第22号)の一部を次のように改正する。

題名を次のように改める。

大磯町教育に関する事務の職務権限の特例に関する条例

本則中「第24条の2第1項」を「第23条第1項」に改める。

(大磯町附属機関の設置に関する条例の一部改正)

第2条 大磯町附属機関の設置に関する条例(昭和30年大磯町条例第16号)の一部を次のように改正する。

別表町長の部大磯町特別職報酬等審議会の項中「及び副町長」を「、副町長及び教育委員会の教育長」に改める。

(大磯町職員の定数条例の一部改正)

第3条 大磯町職員の定数条例(昭和29年大磯町条例第4号)の一部を次のように改正する。

第1条中「教育長」を「教育委員会の教育長」に改める。

(大磯町長等の給与に関する条例の一部改正)

第4条 大磯町長等の給与に関する条例(昭和31年大磯町条例第12号)の一部を次のように改正する。

題名を次のように改める。

大磯町特別職の職員で常勤のものゝの給与に関する条例

第1条に次の1号を加える。

(3) 教育委員会の教育長

第2条中「町長等」を「特別職の職員」に改める。

第3条第2項中「6箇月」を「6か月」に改め、同項第2号中「5箇月」を「5か月」に改め、同項第3号中「3箇月」を「3か月」に、「5箇月」を「5か月」に改め、同項第4号中「3箇月」を「3か月」に改める。

別表に次のように加える。

教育委員会の教育長	575,000円
-----------	----------

(大磯町職員の旅費に関する条例)

第5条 大磯町職員の旅費に関する条例(昭和47年大磯町条例第19号)の一部を次の

ように改正する。

第2条中「副町長」の次に「、教育委員会の教育長（以下単に「教育長」という。）」を加える。

別表中

「

町長及び副町長の職にあるもの

」

を

「

町長  
副町長  
教育長

」

に改める。

（大磯町防災会議条例の一部改正）

第6条 大磯町防災会議条例（昭和38年大磯町条例第30号）の一部を次のように改正する。

第3条第5項第5号を次のように改める。

(5) 町の教育委員会の教育長

附 則

この条例は、平成27年4月1日から施行する。

平成27年2月17日提出

大磯町長 中 崎 久 雄